

くらしの法律救急箱

第62回 児童虐待問題に関するギモン①

児童虐待とはどのような行為を指すのですか。

A1

児童虐待防止法という法律の中に定義があり、具体的には次の4種類です。

- ① 殴る・蹴るなど、児童に怪我をさせたり、怪我をさせる恐れのある暴行を加えること（身体的虐待）
- ② 児童にわいせつな行為をしたりすること（性的虐待）
- ③ 乳児を放置したり、食事を与えないなど、監護を著しく怠ること（ネグレクト）
- ④ 感情のままに暴言を投げかけたり、きょうだい間差別をするなど、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（心理的虐待）

保育士や学校の教員から叩かれたというのも、児童虐待なのでしょうか。

A2

法律上の「児童虐待」は、保護者からその監護する児童（18歳未満）に対してなされる行為に限られます。したがって、ご質問の行為は児童虐待には当たらない

ということになります（ただし、これらの体罰が問題なしというわけではなく、暴行罪として扱われる可能性もあるでしょう）。

なお、「保護者による行為」とされていますので、親権者だけでなく、子どもを養育している祖父母や継父母による行為も対象となります。また、保護者以外の同居人による児童虐待と同様の行為については、保護者によるネグレクトの1類型と評価されます。

親は子を教育する立場にあり、悪いことをしたら叩いて指導するということも許されるのではないですか。

A3

児童虐待防止法において「児童虐待」と定義される各行為は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるものであって、これらの行為を正当化する例外規定は設けられていません。つまり、「しつけの範囲内だった」という理由で許されるものではないと考えられます（もちろん、つい頬を軽く叩いてしまったという一回きりのものと、日常的に殴る・蹴るを繰り返して生死に関わるというような事案では、行政機関の対応に大きな違いがあるの言うまでもありません）。



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

Q4

「近所のお宅から子どもの泣き声や大人の怒鳴り声
がしょっちゅう聞こえてくるので心配です。しかし、
虐待かどうかは分かりません。通報した場合、面倒な
ことにならないでしょうか。」

A4

児童虐待防止法は、当初は、「児童虐待を受けた児童」
を虐待通告の対象としていましたが、この表現ですと、
虐待の確証がないまま通告をすると責任を問われるか
もしれないと心配になり、通告自体を躊躇してしま
うのです。

そこで、改正により、「児童虐待を受けたと思われる」
児童を対象とすると改められました。つまり、ご質問
のような場合に、通告者が責任を問われるようなこと
はありません。通告は匿名でも可能ですが、通告があ
れば、行政機関は子どもの安全確認を行う必要があり
ますので、情報をなるべく伝えるのが有効です（児童
相談所は、通告者を特定させる事項を漏らしてはなら
ないと規定されています）。

Q5

行政機関は、児童虐待が疑われる家庭にもっと踏み
込んで介入できないのですか。

A5

例えば、近隣から「子どもが尋常でない泣き方をし
ている」という通告があり、児童相談所の職員が安全
確認に向いた際、インターフォンを鳴らしても応答
がない場合、どのような方法が採れるでしょうか。

この場合、たとえ施錠されていなくても、直ちに立
ち入ることはできず、児童相談所長の決定を得て、立
ち入りが可能となります（ただし、子どもの生命に危
険が差し迫っているような場合は、手続を経ず、緊急
避難させるために立ち入ることも許されるでしょう）。

これに対して、施錠されている場合にはさらに手続
が必要です。平成20年から、物理的強制力（つまり鍵
を壊して立ち入ることができる権限）が児童相談所に
与えられましたが（臨検・捜索といえます）、保護者
が立入調査を正当な理由なく拒否することが要件とさ
れ、裁判所からの許可状を得て実施することになりま
す。

このように、児童相談所には強制的な権力が与えら
れているわけではなく、家庭という「密室」への介入
には困難さを伴うのが実情です。痛ましい事件が相次
いでいることもあり、児童相談所の機能強化などに向
けた法改正が議論されることになりそうです。